

『チェックシート』の解説

この手引きでは、様式1「チェックシート」のチェック方法および、各チェック項目に取り組むことによる生物多様性あるいは事業への効果、注意事項、SDGsやMLGsとの対応などをご案内しています。

1 生物多様性に関する取組を進めるための担当者・担当する部署は決まっているか。

(1) チェック基準

生物多様性について問合せがあった場合に、対応する担当者や部署などが決まっているか。
※部署名等に生物多様性等の表現がなくても、対応できる体制ができていればチェック可とする。

(2) 取組の効果、注意事項

生物多様性の取組を進める体制が整えられ、責任者を明確にすることで、取組が確実に行われる。また、情報が集約され、取組に活かしやすくなる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12 など

事業活動において生物多様性に配慮することは、持続可能な生産やサービスの提供につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3,9 など

事業活動において生物多様性に配慮することは、人間が受けている様々な自然の恵み（生態系サービス）の維持・回復につながるとともに、その取組の積極的な情報発信により、地域の自然の恵みを活かした経済循環の活性化などにつながる。

2 事業活動と生物多様性の関係性（生態系に与える影響や自然資源への依存度など）を把握しているか。

(1) チェック基準

事業者にとって、どのような生物多様性の恵み（資源・エネルギー等）に依存し、どのような影響（生態系・環境汚染・廃棄物など）を与えているかを理解しているかどうか。

(2) 取組の効果、注意事項

事業活動と生物多様性の関係性を定量的または定性的に把握することにより、取組の必要性の認識を高め、優先すべき取組を検討できるようになる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12 など

事業活動と生物多様性の関係性を把握することは、持続可能な生産につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3,9 など

事業活動と生物多様性の関係性を把握することは、地域の自然の恵みを活かした経済循環の形成につながるとともに、それを通じた生物多様性や生態系のバランスの維持・回復などにつながる。

3 生物多様性の保全および自然資源の持続可能な利用についての目標や方針を設定しているか。

(1) チェック基準

経営方針、環境方針、調達基準などに生物多様性の目標や方針を明記しているか。また、各企業の経営、環境の目標に生物多様性に関する事項を掲げているか。この項目については、目標、方針のいずれかにおいて、例えば原料の調達基準の中に生物多様性への配慮を含めている、特定の場所、種の保全を行うことを目標として定めている、事業活動による生きものへの影響を低減することを明記していることなどが該当する。
※目標や方針等に「生物多様性」、「生態系」、「生きもの」、「自然」等の語句が含まれていることとする。

(2) 取組の効果、注意事項

目標が設定されることで、現状の把握と進捗状況が確認でき、より具体的な取組が継続して行われることとなる。また、経営や環境の方針に生物多様性の保全や事業活動による生物多様性への影響の低減等について明記することは、取組の継続性を担保し、組織として取り組めることになる。2015年に改訂された ISO14001 においても環境方針の中の環境保護に対するコミットメントに注記として、生物多様性および生態系の保護を含み得ることが追加された。方針等の設定にあたっては、生物多様性しが戦略、生物多様性国家戦略 (2023-2030)、昆明・モンリオール生物多様性枠組、SDGs、MLGs などが参考になる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,13,14,15 など

原料調達、生産等において、生物多様性に配慮することは持続可能な生産やサービスの供給につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 1,2,3,4,5,7,9 など

自然資源の持続可能な利用は、地域の自然の恵みを活かした経済循環の形成につながるとともに、清らかな水・豊かな魚介類・多様な生き物・美しい水辺景観などを含む健全な琵琶湖と生活環境の維持・回復につながる。

4 設定した目標や方針を達成するための計画や推進管理体制はあるか。

(1) チェック基準

チェック項目3で設定した目標や方針を達成するための方法、タイムスケジュールなどの計画が策定されている、または、推進するための体制が整備されていることなどが該当する。

※ISO14001等の推進体制で生物多様性に関する取組も実施する場合は、ISO14001等の推進体制を以てチェック可とすることもできる。

(2) 取組の効果、注意事項

目標や方針に基づいた具体的な計画を立てることにより取組が進む。2015年に改訂されたISO14001においても環境方針の中の環境保護に対するコミットメントに注記として、生物多様性および生態系の保護を含み得ることが追加された。方針等の設定にあたっては、生物多様性しが戦略、生物多様性国家戦略(2023-2030)、昆明・モントリオール生物多様性枠組、SDGs、MLGsなどが参考になる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,13,14,15 など

原料調達、生産等において、生物多様性に配慮することは持続可能な生産やサービスの提供につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 1,2,3,4,5,7,9 など

自然資源の持続可能な利用は、地域の自然の恵みを活かした経済循環の形成につながるとともに、清らかな水・豊かな魚介類・多様な生き物・美しい水辺景観などを含む健全な琵琶湖と生活環境の維持・回復などにつながる。

5 生物多様性の3つの段階（生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性）の保全に配慮した事業計画となっているか。

(1) チェック基準

事業計画が、生物多様性の3つの段階（生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性）の保全に配慮したものとなっているか。

具体的な取組内容としては、項目番号 28,30,31,39,40 の取組などが挙げられるが、事業計画全体として、生物多様性への影響について3つの段階の視点から配慮がなされていればチェック可とする。

(2) 取組の効果、注意事項

自然の恵みの基盤である生物多様性の構成要素を具体的に捉えることで、自然の恵みの持続可能な活用のための事業計画の策定などを行うことができる。特定の生態系や種などに注目するのではなく、生物多様性を広く捉えることにより、包括的な対策や取組を推進することができる。生物多様性の3つの段階の中で、特に遺伝子の多様性（同じ種の中にも様々な遺伝子を持つ個体が存在していること）は認識されにくいですが、地域の植物を用いた事業地の緑化や地域外の生物の導入の抑制など、地域特有の遺伝子の多様性を持つ生物を保全していく視点は重要となる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12 など

事業活動において生物多様性に配慮することは、持続可能な生産やサービスの提供につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 2,3,5,6,9 など

地域特有の多様な生態系・種・遺伝子の保全に配慮することは、豊かな魚介類・生態系のバランス・森林の多面的機能などの維持・回復などにつながる。

6 過剰な開発や捕獲・採取など、生物多様性の過剰な搾取（オーバークース）を回避する事業計画となっているか。

(1) チェック基準

事業計画が、生物多様性の過剰な搾取（オーバークース）を回避するものとなっているか（生物多様性の第一の危機に係る内容）。

具体的な取組内容としては、項目番号 19,23,24,26,29 の取組などが挙げられるが、事業計画全体として生物多様性の過剰な搾取を回避する視点が盛り込まれていればチェック可とする。

(2) 取組の効果、注意事項

自然の恵みの過剰な搾取（オーバークース）の回避を事業計画全体に位置付けていくことは、事業活動全体における環境負荷の低減につながるとともに、企業の社会的責任を適切に果たしていることの説明力の強化につながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,13,14,15 など

事業活動において生物多様性に配慮することは、持続可能な生産やサービスの提供につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 1,2,3,4,5,7,9 など

自然資源の持続可能な利用は、地域の自然の恵みを活かした経済循環の形成につながるとともに、清らかな水・豊かな魚介類・多様な生き物・美しい水辺景観などを含む健全な琵琶湖と生活環境の維持・回復などにつながる。

7 里山の生態系など、人と自然との適切なかかわりあいの中で保全されてきた生物多様性の維持・回復に資する事業計画となっているか。

(1) チェック基準

事業計画が、人と自然との適切なかかわりあいの中で保全されてきた生物多様性の維持・回復に資するものとなっているか（生物多様性の第二の危機に係る内容）。

具体的な取組内容としては、項目番号 27,30,31,32,33 の取組などが挙げられるが、事業計画全体として人と自然との適切なかかわりあいの維持・回復に寄与することを通し、生物多様性の保全に資する視点が盛り込まれていればチェック可とする。

(2) 取組の効果、注意事項

事業活動を通した人と自然との適切なかかわりあいの維持・回復への寄与は、地域住民等からの事業活動への理解の促進などにもつながる。適切に管理された里山・農地・漁場等からの産物（FSCやMSCなどの認証を受けた産物やジビエなどを含む）の積極的な活用の促進や、レジャーやエコツーリズムの一環での環境保全の取組の実施は、経済活動を通した生物多様性の維持・回復に寄与することができる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,14,15 など

事業活動において生物多様性に配慮することは、持続可能な生産やサービスの提供につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3,5,10,11 など

事業活動を通した人と自然との適切なかかわりあいの維持・回復への寄与は、地域資源の活用やエコツーリズムの推進などによっても行うことができるとともに、それは生態系のバランス・森林の多面的機能の維持・回復などにつながる。

8 事業活動に伴う外来種の分布拡大防止や農薬の使用量削減に配慮するなど、人間が自然の中に持ち込んだものによる生物多様性への影響を回避・低減する事業計画となっているか。

(1) チェック基準

事業計画が、外来種（国内外来種を含む）や化学物質など、本来その場には存在しなかったものの持ち込みや拡散等の防止に配慮し、生物多様性への影響を回避・低減するものとなっているか（生物多様性の第三の危機に係る内容）。

具体的な取組内容としては、項目番号 20,28,34,35,39 の取組などが挙げられるが、事業計画全体として外来種や化学物質などの持ち込みや拡散等の防止に配慮することを通し、生物多様性の保全に資する視点が盛り込まれていればチェック可とする。

(2) 取組の効果、注意事項

農業・水産業等で利用する生物を地域に由来する生物に置き換えることや、農薬等に依存しない生産方法に転換することなどにより、製品等の付加価値の向上につながる。車両タイヤ洗浄プールの設置や荷物の保管場所等での水際対策の強化などにより、工事の実施や物資の輸送などに伴う非意図的な外来種の拡散（種子の持ち込みなど）を抑制することができる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,14,15 など

事業活動において生物多様性に配慮することは、持続可能な生産やサービスの提供につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 1,2,3,5 など

外来種や化学物質などの持ち込みや拡散等の防止に配慮することは、清らかな水・豊かな魚介類・生態系のバランス・森林の多面的機能の維持・回復などにつながる。

9 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制など、地球規模の環境変化による生物多様性への影響を低減する事業計画となっているか。

(1) チェック基準

事業計画が、気候変動など地球規模の環境変化の防止に配慮し、生物多様性への影響を低減するものとなっているか（生物多様性の第四の危機に係る内容）。

具体的な取組内容としては、項目番号 21,22,30,36,37 の取組などが挙げられるが、事業計画全体として地球

規模の環境変化の低減に配慮することを通し、生物多様性の保全に資する視点が盛り込まれていればチェック可とする。

(2) 取組の効果、注意事項

気候変動への対応にあたっては、温室効果ガスの排出抑制のほか、豊かな森づくりなどによる二酸化炭素の吸収源の確保や、再生可能エネルギーの導入推進などの活動も含まれる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 7, 8, 12, 13, 14,15 など

気候変動などの地球規模の環境変化の防止に配慮し、もって生物多様性の保全に配慮することは、持続可能な生産やサービスの提供につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3, 7, 8 など

気候変動などの地球規模の環境変化の防止に配慮することは、生態系のバランスの維持・回復、琵琶湖の全層循環未完了等の異変の進行抑制などにつながる。

10 生物多様性に関する教育を従業員等に行っているか。

例：従業員への環境教育、生物多様性に関するチラシやポスターの掲示など

(1) チェック基準

社内の人が集まる場所で、生物多様性に関するチラシやポスターを掲示する、図書の貸し出しなどを行っている、勉強会や研修の機会を設けているなどが該当する。

※チラシ、ポスターおよび図書等の場合は「生物多様性」、「生態系」、「生きもの」、「自然」等の語句が含まれているものとする。

(2) 取組の効果、注意事項

生物多様性に対する理解が深まることにより、地域の自然の恵みを活かした商品や製品、サービスの企画等につながる。また、組織内での取組への理解が高まり、取組の推進につながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 4,15, 12 など

生物多様性や生態系サービスについての情報を社内で共有することで、社内における持続可能な開発のための教育を行うことができる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9, 10, 12, 13 など

生物多様性や生態系サービスについての情報を共有することで、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつげることができる。

11 関係する自治体、県民、NGO/NPO、事業者、地域、教育・研究機関等と生物多様性に関する情報を共有しているか。

(1) チェック基準

事業活動やモニタリング等によって得られた生物多様性に関する情報を各主体と共有しているか。または、各主体から生物多様性の保全・活用に寄与する技術や知識を収集しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

得られた生物多様性に関する情報を関係者間で共有することで、関係者で連携して取組が進められる。また、関係者とのネットワークの形成にもつながる。ただし、希少種の情報などは情報を発信することで盗掘などが発生するおそれがあるため、取扱いに注意が必要。その場合は専門家に相談するなどにより情報共有をはかる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,17 など

関係者とのネットワークを構築することにより、連携による取組の推進が図れる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9, 10, 12, 13 など

生物多様性や生態系サービスについての情報を共有することで、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

12 関係する自治体、県民、NGO/NPO、事業者、地域、教育・研究機関等と連携して生物多様性に関する取組を進めているか。

(1) チェック基準

生物多様性に関する取組を各主体と連携して実施しているか。連携して実施するには、自らの生物多様性に関する取組に講師やアドバイザーとして参加してもらい、連携して共同のイベントを開催するなどが該当する。

(2) 取組の効果、注意事項

他の主体と連携して生物多様性に関する取組を実施することにより、他の事業者や住民とのコミュニケーションが増加し、本業における企業価値の向上や持続可能な経営などに資する外部からの指摘やヒントが得られる可能性がある。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,17 など

関係者との連携による取組の推進が図れる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9, 10, 12, 13 など

目標・成果の共有などを通して、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

13 生物多様性に関する目標、方針、計画をインターネットや印刷物などの広報媒体で公表しているか。

(1) チェック基準

チェック項目3および4で定めた目標、方針、計画をインターネットや印刷物などで広く世間に発表しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

生物多様性への取組姿勢を広く伝えることができるとともに、内部だけに留まらないことで、チェック項目3および4で定めた目標、方針、計画の重要性が高まる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,17 など

公表により、関係者とのネットワークの構築の機会が得られ、連携による取組の推進を図ることができる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9, 10, 12, 13 など

目標・成果の共有などを通して、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

14 方針、目標、計画の進捗状況、達成度の確認のために、モニタリングやアンケート等を行っているか。

(1) チェック基準

例えば、原材料調達に占める認証材料の割合を調査する、事業場内、社有地、保全地などの生きもの調査を実施する、アンケートにより取組の進捗状況を把握するなど、設定した目標等の進捗状況、達成度を確認しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

取組の進捗状況や達成度を客観的に確認するために、調査、分析することが重要である。

(参考)

生物多様性民間参画ガイドライン（環境省）、事業活動と生物多様性の関わり（環境省）、事業活動と生物多様性ガイドブック（名古屋商工会議所）、企業と生物多様性の関係性マップ（JBIB）、自然資本プロトコル（自然資本連合）

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,17 など

外部の視点が導入されることにより、関係者とのネットワークの構築や取組の達成度の確認ができ、取組の推進につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9, 13 など

経験・価値観などが異なる人の視点が導入されることにより、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

15 方針、目標、計画の進捗状況、達成度を検証するために、外部の意見・助言などを受けているか。

(1) チェック基準

目標や計画等について、各研究機関（大学、博物館、研究施設など）や専門的な知識を有する者から指導、助言を受けているか。

※有識者からの意見・助言等のほか、ISO14001 等を取得し、認証団体等から生物多様性に関する監査等を受けている場合もチェック可とする。

(2) 取組の効果、注意事項

専門家から指導、助言を受けることにより、課題が明確になり、適切な取組が進められる。また、内部関係者のみでは得難い情報やアイデアを獲得することができる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,17 など

外部の視点が導入されることにより、関係者とのネットワークの構築や取組の達成度の確認ができ、取組の推進につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9, 13 など

経験・価値観などが異なる人の視点が導入されることにより、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

16 製品やサービスのライフサイクルの各段階（生産・輸送・販売・使用・廃棄・再利用など）における生物多様性等の環境への負荷を把握・分析し、ライフサイクル全体における負荷の低減を実施しているか。

(1) チェック基準

生物多様性への影響を含む環境への影響について、ライフサイクルの段階ごとに負荷を把握・分析し、ライフサイクル全体における負荷の低減が行われていれば、定性的な内容でもチェック可とする。

(2) 取組の効果、注意事項

ライフサイクルの段階（生産・輸送・使用・廃棄・再利用など）ごとに負荷を把握・分析することで、ライフサイクル全体を考慮した統合的な意思決定を図ることができる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 7, 9, 12, 13, 14,15 など

ライフサイクル全体における負荷の低減を通し、包摂的かつ持続可能な産業化の促進等につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9 など

ライフサイクル全体における負荷の低減を通し、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

17 必要に応じて計画の見直しを行うなど、目標や方針の達成に向けて、「計画→実行→評価→改善」を行っているか。

(1) チェック基準

チェック項目4～9で策定した計画を実行し、モニタリング等によりその評価を行い、評価を踏まえて取組の改善・発展を図っているか。一定期間ごとに取組の振り返りと目標や目標を達成するための方法等が適切であるかを検討し、必要に応じて目標等を改善している、などが該当する。農業等の場合は、生産活動を記録し、環境への影響や収穫量等を踏まえ、次の生産活動につなげている、などの場合が該当する。

※検討の結果、目標や方法等に変更がない場合もチェック可とする。

(2) 取組の効果、注意事項

モニタリングやアンケート結果、関係者（部外者含む）から得られた生物多様性に関する情報などにより、計画の評価を行い、取組を改善し、計画の変更を行うことで、取組の内容をより充実したものにできる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 7, 9, 12, 13, 14, 15 など

「計画→実行→評価→改善」のサイクルを回すことは、事業活動の持続的な改善につながり、もって生物多様性の保全につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9 など

事業活動の持続的な改善を通して、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

18 自社で実施している生物多様性に関する取組を社外に発表するなど、生物多様性に関する取組を発信し企業価値向上につなげているか。

(1) チェック基準

自らまたは共同して行っている生物多様性に関する取組について、社外の講演会やイベント、ホームページなどで発表しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

生物多様性に関する取組を外部に発表することにより、他の事業者や住民とのコミュニケーションが増加し、本業における企業価値の向上や持続可能な経営などに資する外部からの指摘やヒントが得られる可能性がある。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12, 17 など

関係者とのネットワークの構築や取組に対する指摘やヒントが得られ、取組の推進につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9, 13 など

経験・価値観などが異なる人の視点が導入されることにより、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

19 材料の調達において、計画的に資源利用量（原単位を含む）を低減しているか。

(1) チェック基準

原材料を調達するにあたって、利用量を削減しているか（原単位での削減も含む）。

(2) 取組の効果、注意事項

原材料の調達において資源利用量を低減することは、持続的に資源を利用することに寄与する。また、事業においては、コスト削減や事業継続性の向上にも寄与する。特に、生物資源（木材、水産品、農作物など）等の原材料は、調達時にその生産地での活動（土地利用、生物資源利用など）が生物多様性に大きな影響を与えている場合があり、サプライチェーンの各段階において生物多様性への配慮を組み込むことが重要である。

(3) SDGs との対応 →目標番号 7, 9, 12, 13, 14,15 など

計画的な資源利用料の低減を図り、もって生物多様性の保全に配慮することは、持続的な資源の利用につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9 など

計画的な資源利用料の低減を図り、もって生物多様性の保全に配慮することは、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化につながる。

20 廃棄物の発生量抑制、再利用、再資源化に努めているか。

(1) チェック基準

廃棄物の発生量を削減しているか（原単位での削減も含む）、再利用、再資源化について具体的に取り組んでいるか、計画や目標などを定めているか。例えば、紙の使用量を基準年に対して削減目標を定めて削減している、リサイクル製品の利用割合を定めている、製造する製品は分別、再資源化しやすくしている、食品ロスの発生を抑制する取組を実施している、農林水産物は出来る限り資源として利用されるように工夫し、廃棄物の発生を抑制しているなど。

(2) 取組の効果、注意事項

生物資源の持続可能な利用に寄与し、廃棄物処理による環境への負荷の低減にもつながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 7, 9, 12, 13, 14,15 など

廃棄物の管理に注意を払い、環境への影響を低減する。

廃棄物の発生防止、削減、再生利用および再利用により、廃棄物の発生を削減し、持続可能な生産形態を確保する。

(4) MLGs との対応 →目標番号 9 など

廃棄物の発生抑制等を図り、もって生物多様性の保全に配慮することは、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化につながる。

21 省エネルギー化に取り組んでいるか。

(1) チェック基準

照明、空調、各種機器や生産プロセスなどで省エネルギー化を図っているか。

(2) 取組の効果、注意事項

化石燃料の利用による環境への負荷も低減でき、地球温暖化の抑制につながる。このことにより、生きものの生息・生育環境の保全に寄与する。

(3) SDGs との対応 →目標番号 7, 8, 12, 13, 14,15 など

気候変動対策や気候変動の適応策等を行い、気候変動およびその影響を低減する。

(4) MLGs との対応 →目標番号 7, 9 など

気候変動などの地球規模の環境変化の防止に配慮することは、琵琶湖の全層循環未完了等の異変の進行抑制などにつながる。

22 再生可能エネルギーの導入に取り組んでいるか。

(1) チェック基準

再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）を利用しているか、あるいは再生可能エネルギーにより発電された電力を用いているか。

（２）取組の効果、注意事項

低炭素社会を目指し、実現することで、地球温暖化を抑制する。また、化石燃料の利用による環境への負荷も低減できる。このことにより、生きものの生息・生育環境の保全に寄与する。ただし、大規模な太陽光発電設備や風力発電設備などの導入においては、地域の景観や導入する土地の自然環境に十分に配慮する必要がある。

（３）SDGs との対応 →目標番号 7, 8, 12, 13, 14,15 など

気候変動対策や気候変動の適応策等を行い、気候変動およびその影響を低減する。

（４）MLGs との対応 →目標番号 7, 9 など

気候変動などの地球規模の環境変化の防止に配慮することは、琵琶湖の全層循環未完了等の異変の進行抑制などにつながる。

23 県産物や環境に配慮してつくられた産物、環境に関する認証やマークが付けられた商品、サービスなどを利用しているか。

（１）チェック基準

使用する原材料を県産物にする、計画や目標等に県産物の比率を定めている。食堂や学校給食で地産物を提供している。また、生物資源（木材、農畜産物など）等の原材料を調達するにあたって、利用する原料を生物多様性に配慮して生産されたものや、認証品にしたり、認証品の比率を定めているか。グリーン購入を推進しているか。

（認証例）

環境こだわり農産物、魚のゆりかご水田米、しがCO₂ネットゼロみらい賞、FSC 認証、PEFC 森林認証、SGEC 認証、MSC 認証、ASC 認証、マリン・エコラベル、バイオマスマーク、非木材グリーンマーク、RSPO 認証、レインフォレスト・アライアンス認証、国際フェアトレード認証など

（２）取組の効果、注意事項

県産物の積極的な利用により、輸送による環境負荷の低減や地域資源の活用、地域振興につながる。環境に配慮した生物資源を積極的に利用することは、持続可能な資源利用により事業活動の継続性を担保するとともに、製品やサービス等を利用する県民の安心・安全につながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,14, 15 など

持続可能な資源利用に取り組むことで、持続可能な生産と消費につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3, 6, 9 など

事業活動を通じた人と自然との適切なかかわりあいの維持・回復への寄与は、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

24 県産物や環境に配慮してつくられた産物、環境に関する認証やマークが付けられた商品、サービスなどを生産・提供しているか。

(1) チェック基準

県産物や生物多様性に配慮してつくられた産物を販売しているか。チェック項目 23 で記載した認証例等を受けた商品やサービスを販売しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

県産物の販売により、輸送による環境負荷の低減や地域資源の活用、地域振興につながる。また、生物多様性や環境に配慮した商品やサービスを販売することで、生物多様性の保全に寄与し、生態系サービス（自然資源）の持続的な利用にもつながる。また、認証等を受けることで提供先の信頼につながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,14, 15 など

持続可能な資源利用に取り組むことで、持続可能な生産と消費につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3, 6, 9 など

事業活動を通じた人と自然との適切なかかわりあいの維持・回復への寄与は、地域の自然の恵みを活かした持続可能な経済循環の活性化などにつながる。

25 地域の特産品、自然、歴史・文化遺産など様々な地域資源を、観光事業やエコツーリズム、環境学習に活用または提供しているか。

(1) チェック基準

地域の特産品、自然、歴史・文化遺産（祭りなども含む）などの地域資源の魅力を高めるため、特産品を生産、販売する、地域資源を利用した製品、サービスを提供、販売、情報発信しているか。また、観光事業やエコツーリズム※にこれらの地域資源を活用し、魅力を伝えているか。学校においては学習、講座などに組み込んでいるか。

※エコツーリズム：①自然・歴史・文化など地域固有の資源を活かした観光、②観光によりこれらの資源が損なわれないこと、③地域資源とのふれあいの機会が永く提供され、地域の暮らしが安定し、資源が守られること（日本エコツーリズム協会による定義から抜粋）。このような考え方を取り入れた旅行。

(2) 取組の効果、注意事項

地域の特産品や歴史・文化などは、地域の自然と関係が深く、それらの魅力を高め、理解を深めることは、地域の生物多様性を保全し、持続可能な利用を続けていくためにも重要である。伝統的な産物は地域の生物資源に依存したものも多く、昔から地域の自然と人との関わりを象徴したものであるため、この伝承、振興により、自然と人のつながりが引き継がれる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 4,11 など

地域の生物多様性に関連した産物や自然、歴史、文化について情報発信することで、持続可能な開発のための教育や持続可能なライフスタイルについての教育につながる。

文化遺産や自然遺産を保護・保全することで、持続可能な都市および人間居住の実現につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3,5,10,11 など

事業活動を通じた人と自然との適切なかかわりあいの維持・回復への寄与は、地域資源の活用やエコツーリズムの推進などによっても行うことができるとともに、それは生態系のバランス・森林の多面的機能の維持・回復などにつながる。

26 琵琶湖固有の水産資源（アユ、ホンモロコ、ニゴロブナ、セタシジミなど）の保全に取り組んでいるか、あるいは支援しているか。

(1) チェック基準

産卵期の禁漁、網目の大きさの規制、漁獲可能量の設定、漁獲サイズの制限、卵を持った魚のリリースなどの資源管理を行っているか。魚のゆりかご水田プロジェクトやヨシ原の保全に参加しているか、または、支

援しているか。

※水産資源に関する取組が対象。排水先の水質汚染対策等はチェック項目 35 を参照。琵琶湖博物館への協賛等はチェック項目 40 を参照。

(2) 取組の効果、注意事項

生物資源を取り扱う第一次産業は生物多様性に大きな影響を与え得る。漁業資源においては過剰な採取により特定の種や生態系保全の劣化につながる場合がある。遺伝的多様性に配慮した種苗の生産、放流や漁獲量の制限、漁期の制限など水産資源が自ら持っている再生産力への配慮により、持続可能な漁業につながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,14,15 など

琵琶湖・淀川水系の豊かな水産資源の保全につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 2, 3, 6, 12 など

在来魚介類の生息環境改善や、水が育む生業・食文化などにつながる。

27 ジビエを振興（支援や参加を含む）しているか。

(1) チェック基準

野生鳥獣の食肉加工、販売、ジビエ料理の提供（社員食堂等も含む）、ジビエの普及啓発などを行っているか。または、ジビエの普及啓発に対して資金または人的支援を行ったり、普及啓発イベント等に参加していることも含む。

(2) 取組の効果、注意事項

ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の増加による人間社会との軋轢が全国的に問題となっており、これらの野生鳥獣を捕獲し、捕獲した野生鳥獣を食材として利用することで、鳥獣害被害を軽減することにつながる。また、地域の活性化にもつながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 4,12,15 など

ジビエを振興することにより、ニホンジカの食害や農産物への被害が軽減でき、生物多様性の劣化を抑制できる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3,5,6 など

生態系のバランスの維持・回復や、鳥獣害被害の軽減に伴う森林の多面的機能の維持などにつながる。

28 事業地の緑化を行う場合は地域に生育する種を選定するなど、地域の生物多様性や景観に配慮しているか。

(1) チェック基準

周辺地域に生育している植物を緑化に用いているか、外来種を導入する場合は種子の拡散などにより地域の在来種に影響を与えないか十分に検討し、問題のない種や工法を選定しているか。農業等の場合は、農作地等そのものが地域の生物多様性や景観を表しているため、本チェック項目に該当する。

(2) 取組の効果、注意事項

事業地に導入した外来種が地域に広がると、地域の生態系に悪影響を及ぼし、地域の景観の変容や生態系の劣化を引き起こすおそれがある。地域の景観、植生に配慮した土地利用は、地域と共存する持続的な事業の実施につながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 14,15 など

地域の生態系に配慮することは、陸上および水域の生態系の保全につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 2, 3 など

生態系のバランスの維持・回復などにつながる。

29 土地利用を変化させる場合には、保護価値の高い土地の開発の回避、改変面積の減少、代償措置（別の場所を保全）等を行っているか。

(1) チェック基準

新たに建物を建てる、事業地を拡幅する場合などにおいて、その土地の生きものの生息・生育状況、周辺の自然のつながり（生態回廊）などを把握し、生物多様性への影響を勘案し、保護価値の高い土地の開発を回避する、改変する面積を減らす、どうしても回避できない場合は代わりに同様の生息・生育環境を作り出すなどに取り組んでいるか。

(2) 取組の効果、注意事項

地域の景観や生物多様性に配慮した土地利用を行うことは、地域住民にとって重要な視点であり、地域と共存する持続的な事業活動につながる。また、少しの配慮で生きものの生息・生育地の分断を防ぐこともでき、周辺地域の生物多様性への影響を低減することができる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 14,15 など

地域の生きものの生息・生育地を保全することは、陸上および水域の生態系の保全につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 2, 3, 5, 6 など

生態系のバランスの維持・回復などにつながる。

30 豊かな山、豊かな琵琶湖のための森づくり（植樹や森林保全、木材生産など）を行っているか、あるいは支援しているか。

(1) チェック基準

豊かな山づくり、豊かな琵琶湖づくりを目的に、地域に生育する植物の種類を勘案し、植樹を行ったり、荒廃した森林の保全を行っているか。または、森づくりのために寄付や人的援助などの支援をしているか。

(2) 取組の効果、注意事項

植樹や森林保全により、森林の生物多様性が豊かになり、そこから流れ出る豊かな水により琵琶湖の環境も保全される。

(3) SDGs との対応 →目標番号 6,14,15 など

森林の保全は陸上のみならず琵琶湖などの水域の生物多様性の保全につながる。（目標 14,15）

(4) MLGs との対応 →目標番号 1, 2, 3, 5, 6, 12 など

森川里湖海の物質・生物のつながりの維持・回復などにつながる。

31 事業所（学校）内、社有地、周辺地域などで生きものやその生息・生育地（河川、湖岸、ヨシ群落、里山など）の保全に取り組んでいるか、あるいは支援しているか。

(1) チェック基準

生きものやその生息・生育地の保全に取り組んでいるか、保全のために寄付や人的援助などの支援をしているか。事業そのものが生きものや生息・生育地の保全に寄与している場合も含む。保全には、生息・生育地の整備のほか、生息・生育地の清掃活動等も含む。

(2) 取組の効果、注意事項

地域の生きものは、その地域の文化や景観と深く関係している場合も多く、地域に配慮し、地域固有の自然環境の保全に努めることは効果が大きい。河川や湖岸は生きものの生息・生育地としての役割に加えて、移動経路としても重要であり、これらの環境を保全することは特に効果が大きい。ヨシ群落は、琵琶湖の自然景観の重要な要素であるとともに、生きものの生息・生育の場、人々の安らぎの場など、様々な機能を有しており、この保全に参加、支援することは、滋賀県の魅力を高めるとともに、県民の生活の豊さにもつながる。里山景観は、人の暮らしや生業とともに形成された地域の文化であり、この景観の保全に取り組むあるいは支援することは、地域の文化や豊かさの継承に寄与する。

(3) SDGs との対応 →目標番号 11,15,17 など

地域の生物多様性保全の取組などに参加、支援することで、地域とのつながりが強くなる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 2, 3, 4, 5, 6, 10, 13 など

生きものや生息地・生育地の保全は、生態系の維持・回復などにつながるとともに、その活動の支援等を通して、環境についての学びの場の形成や地域のつながりの形成などにつながる。

32 昔から引き継がれてきた優れた自然、文化・景観（祭り、農林水産業などを含む）を保存しているか。

(1) チェック基準

自然景観や文化的景観の保存に取り組んでいるか、保存のために寄付などの支援をしているか。また、農地、林地、漁業風景そのものが重要な地域の景観であるため、これらの生業を継続し、景観を保存しているか。伝統野菜の栽培を続けているか。伝統工芸品の生産を続けているか。祭りは地域の生物多様性と深く関わっていることが多く、各地域の祭りを保存しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

昔から引き継がれてきた自然や文化、景観を保存することで、それぞれの地域性を尊重し、地域の魅力を後世に残すことができる。そのことにより地域の生物多様性も保全される。

(3) SDGs との対応 →目標番号 11,15, 17 など

文化遺産や自然遺産を保護・保全することで、持続可能な都市および人間居住の実現につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 2, 3, 4, 5, 6, 10, 13 など

自然、文化・景観の保全は、生態系の維持・回復などにつながるとともに、その活動の支援等を通して、環境についての学びの場の形成や地域のつながりの形成などにつながる。

33 自然資源を供給・保全する基盤産業である農業、林業、水産業を行っているか。

(1) チェック基準

項目のとおり。

(2) 取組の効果、注意事項

農林水産業は自然から直接資源を採取する産業であり、農地、林地、湖、河川そのものが生物多様性の重要な要素となっている。したがって、これらの生業を適切に続けていること自体によって生物多様性の保全につながっている。また、農林水産業を行っている風景そのものが、地域の重要な景観や文化を形成しており、これを継続していくことが重要である。

(3) SDGs との対応 →目標番号 2,6,14,15 など

自然資源の持続可能な利用に取り組むことで、持続可能な生産と消費を確保する。

(4) MLGs との対応 →目標番号 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12 など

自然資源の持続可能な利用に取り組むことで、生態系のバランスの維持・回復、森川里湖海の物質・生物のつながりの維持・回復などにつながる。

34 農薬の使用量低減、冬季湛水、有機農法、魚道の設置、小溝の設置など生きものに配慮した農業を実施しているか、あるいは支援しているか。

(1) チェック基準

項目のとおり。魚のゆりかご水田など豊かな生きものを育む水田づくりを実施している、あるいは設置や作業の協力をしている、金銭的に支援している。

※農業に関する取組が対象。生きものが生息・生育する水路や河川等の清掃活動はチェック項目 31 を参照。水質汚染対策等はチェック項目 35 を参照。

(2) 取組の効果、注意事項

農地は生きものの生息・生育場所として重要であり、さらに生きものに配慮した農業を実施することで生きものの生息・生育場所としての価値が高まる。また、生きものに配慮した農業を行うことが農産物の付加価値となる。さらには、生きものが住みやすい環境で作られた農産物であるため、消費者に安心、安全な農産物であることもアピールできる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 2,6,15 など

持続可能な農業として、環境、生態系に配慮した農業に取り組む。

(4) MLGs との対応 →目標番号 1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 12 など

環境に配慮した持続可能な農業の実施は、生態系のバランスの維持・回復、森川里湖海の物質・生物のつながりの維持・回復などにつながる。

35 事業活動による排気、排水等の環境への負荷を低減しているか。

(1) チェック基準

事業活動による水使用量、排水量の削減、化学物質の排出削減、濁水の防止、農薬や化学肥料の使用量の削減（環境こだわり農業など）などについて、法令遵守に留まらない目標値（基準値）を定めて取り組んでいるか。独自の取組を実施しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

環境負荷の低減は、地域の生物多様性への影響を低減し、周辺地域の安心につながり、持続的な事業の実施につながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 3,6,11,12,15 など

大気の質などに配慮し、人間をはじめ、環境への悪影響を低減する。

化学物質の大気、水、土壌への放出を削減し、持続可能な生産形態を確保する。

(4) MLGs との対応 →目標番号 1, 2, 3, 4, 6, 7, 9 など

環境負荷の低減は、生態系のバランスの維持・回復や生活環境の保全などにつながる。

36 環境に与える影響が小さい生産方法・工法を実践しているか。

(1) チェック基準

環境負荷を低減する生産工程・工法を継続的に採用しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

環境に与える影響が小さい生産方法や工法を実践することで、地域の生物多様性の保全に貢献し、持続的な事業の実施につながる。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,15 など

自然資源の持続可能な利用に取り組むことで、持続可能な生産と消費を確保する。

(4) MLGs との対応 →目標番号 1, 2, 3, 4, 6, 7, 9 など

環境負荷の低減は、生態系のバランスの維持・回復や生活環境の保全などにつながる。

37 輸送によるエネルギー使用量を低減しているか。

(1) チェック基準

地産地消、県産材の使用、モーダルシフトなどによる輸送エネルギーを低減しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

エネルギーの消費を抑えることで、地球温暖化を抑制できる。また、地産地消は地域内で輸送を完結することで、本来そこに生息・生育していない動植物の持込みの防止につながる。

SDGs との対応 →目標番号 13,15 など

気候変動対策や気候変動の適応策等を行い、気候変動およびその影響を低減する。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3, 7, 9 など

環境負荷の低減は、生態系のバランスの維持・回復や生活環境の保全などにつながる。

37 地域の鳥獣害対策に関わっているか、または支援をしているか。

(1) チェック基準

項目のとおり。本業以外で、事業地周辺地域で鳥獣害対策に協力している、人的・金銭的支援をしている場合なども含む。

※鳥獣害対策が事業所内のみの場合を対象外。

(2) 取組の効果、注意事項

地域と一体となって鳥獣害対策に取り組む、あるいはニホンジカやカワウなどの増えすぎた野生鳥獣を捕獲する、鳥獣害対策に支援することで、鳥獣害被害を軽減し、地域に貢献する。ただし、捕獲にあたっては、鳥獣保護管理法等に基づき適切に行い、怪我・事故等がないよう十分に注意する必要がある。

(3) SDGs との対応 →目標番号 12,14,15 など

鳥獣害被害を抑制することにより、生物多様性の劣化を抑制できる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 3, 5, 9 など

鳥獣害対策を通して、生態系のバランスの維持・回復や、地域の自然の恵みを活かした経済循環の活性化などにつながる。

39 事業活動に伴う外来種（国内外来種を含む）の分布拡大の防止に取り組んでいるか。外来種の防除活動に参加・実施しているか、または支援しているか。

(1) チェック基準

事業活動の一環として行う緑化、放流、飼養等にあたっては、地域に由来する生物を極力利用しているか。飼養等を行っている外来種（セイヨウオオマルハナバチなど）の散逸防止策を徹底しているか。車両タイヤ洗浄プールの設置や荷物の保管場所等での水際対策の強化などにより、工事の実施や物資の輸送などに伴う非意図的な外来種の拡散（種子の持ち込みなど）を抑制しているか。

事業所の敷地内や社有地、農地、森林、河川、琵琶湖などにおいて、侵略的外来種、特定外来生物および指定外来種などの駆除を行っているか。または、地域など事業所（学校）敷地外で外来種を駆除しているか。県などが主催しているオオクチバスやブルーギルなどの外来魚駆除釣り大会やオオバナミズキンバイなどの駆除イベントに参加しているか。あるいは、外来種の防除活動を支援しているか。

(2) 取組の効果、注意事項

生態系への影響が大きい外来種を事業地内や周辺で駆除することは、地域の生物多様性や景観を守る上で重要であり、地域に貢献する。ただし、オオキンケイギク、セアカゴケグモ、オオクチバス、ブルーギル等の特定外来生物は取扱いに注意が必要であり、行政に方法を確認するなど、適切に防除を行う必要がある。

(3) SDGs との対応 →目標番号 14,15 など

外来種への対策の実施は、地域の生物多様性の保全につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 2, 3 など

外来種への対策の実施は、生態系のバランスの維持・回復などにつながる。

40 希少種の保護活動に参加・実施しているか、または支援しているか。

(1) チェック基準

項目のとおり。本業以外で、希少種の保護活動に協力している、人的・金銭的支援をしている場合なども含む。

(2) 取組の効果、注意事項

希少種は一般には生息・生育範囲が限定されたり、個体数が少なかったりして、希少性が高い種を指し、現在のところ絶滅危惧種にも絶滅危機増大種にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易にこれらのカテゴリーに移行するような脆弱性を有する種であり、希少種の保護は生物多様性の保全につながる。ただし、希少種の情報などは情報を発信することで盗掘などが発生するおそれがあるため、取扱いに注意が必要。

(3) SDGs との対応 →目標番号 14,15 など

希少種の保護活動を実施することは地域の生物多様性の保全につながる。

(4) MLGs との対応 →目標番号 2, 3, 9, 10, 13 など

希少種の保全は、生態系のバランスの維持・回復などにつながるとともに、その活動の支援等を通して、環境についての学びの場の形成や地域のつながりの形成などにつながる。

参考 用語の解説

用語	解説
生物多様性	「生きもののにぎわい」とも言われ、いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生きものが生息・生育している状態を指す。生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性といった、全ての段階での多様性が含まれる。また、生物多様性は、生きものが互いに関わり合いながら世代を超えて維持されていることから「生きもののつながり」とも捉えられる。
生態系の多様性	生物多様性の構成要素の一つ。生態系の多様性とは、琵琶湖、内湖、河川、田園、それを取りまく山々など、多様な生態系が存在していることを意味します。さまざまな生物の存続のためには、それぞれの生態系を守るだけでなく、生態系のつながりを守ることも大切になります。
種の多様性	生物多様性の構成要素の一つ。種の多様性とは、さまざまな種の生物が生息・生育していることを意味します。それぞれの種は、食べたり食べられたり、競争したり、互いに助け合ったりなど、複雑な関係性を形成しているため、一つの種がいなくなることで他の種の生息・生育に影響が出ることがあります。
遺伝子の多様性	生物多様性の構成要素の一つ。遺伝子の多様性とは、同じ種の中にもさまざまな遺伝子を持つ個体が存在していることを意味します。さまざまな遺伝子を持つ個体が存在することは、環境に適応して種が存続していくために重要です。
生物多様性の第一の危機	過剰な開発や捕獲・採取など、人間活動による自然のめぐみの過剰な搾取（オーバーユース）による生物多様性の危機。
生物多様性の第二の危機	人間が薪や炭の供給源等として利用することにより維持されてきた里山の荒廃など、自然に対する人間の働きかけの縮小（アンダーユース）による生物多様性の危機。
生物多様性の第三の危機	外来種（国内外来種を含む）や農薬など、もともとその場所に存在しなかったものを人間が持ち込んだことによる生物多様性の危機。外来種は、捕食・競争などのほか、地域特有の生物との交雑による遺伝子汚染などの影響もある。
生物多様性の第四の危機	気候変動など、地球規模の環境変化による生物多様性の危機。
生態系サービス	多様な生きもののさまざまな働きによる自然の恵みのことを指し、その機能によって大きく「供給サービス」、「調整サービス」、「文化サービス」、「基盤サービス」の4つに分類される。

生物資源	食料、衣料、薬品など人間の生活上に必要な資源として利用される生物由来のもの。
自然資源	木材、魚などの生物資源と鉱物などを含めた資源。天然資源ともいう。
生態系サービスの持続可能な利用	生態系サービスは有限であるため、生物多様性の損失や劣化などを食い止め、回復させ、また様々な恵みが枯渇することがないように適切に利用することで、将来にわたって自然の恵みを享受できるようにすること。
環境に配慮した認証やマーク	環境こだわり農業や魚のゆりかご水田などの豊かな生きものを育む水田で生産された農産物などは認証マークが付けられ、消費者に分かる形で販売されている。また、森林が環境・経済・社会的に適切に管理されている場合の認証など様々な資源についての認証制度がある。
魚のゆりかご水田	滋賀県が進めている、魚が水路から水田まで産卵のために遡上できるよう魚道を設置することで、魚が田んぼと琵琶湖の間を水路を通じて行き来できるようにした水田。
環境こだわり農業	平成 15 年（2003 年）3 月制定の滋賀県環境こだわり農業推進条例に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量削減、濁水の流出防止など、琵琶湖等の環境への負荷を少なくする技術による農業。
低炭素社会	「自然共生社会」、「循環型社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を大幅に削減することにより、その大気中の濃度を気候に悪影響を及ぼさない水準で安定させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。
マザーレイクゴールズ（MLGs）	琵琶湖を通じて SDGs を県民等のアクションまで落とし込んでいくため、多様な主体の皆様と設定する 2030 年に向けた琵琶湖の目標（琵琶湖版 SDGs）。
エコツーリズム	エコツーリズムの定義はさまざまだが、滋賀県では「体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化と触れ合うことで、琵琶湖や環境に対する理解と関心を高め、琵琶湖や自然の重要性を認識することができる活動」と定義。
代償措置 （ミティゲーション）	開発等の事業の実施にあたり、環境への影響を回避・提言することを優先しながら、事業により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するために、同種の環境要素を別の場所に作ること等の措置で、ミティゲーションとも呼ばれる。想定した環境の創出は必ずしも容易ではなく、事業による影響の回避または低減を図り、それが不十分あるいは不可能な場合に検討されるべきとされる。
森林の公益的機能	経済的利益をもたらす生産機能に対し、不特定多数の人々に利益・便益をもたらす機能

	で、具体的には、水源かん養機能、土砂流出防止機能、保健休養機能などがある。
地域産業資源	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律において「地域産業資源」とは、①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品、②①の鉱工業品の生産に係る技術、③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの
ジビエ	「ジビエ」とは、ニホンジカなど狩猟等で得た自然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉（フランス語）で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化。
ニホンジカ	在来種であるニホンジカは全国で増加しており、農作物や苗木の食害、樹木の剥皮のほか、下層植生の衰退・消滅による生態系への影響、森林土壌の劣化などが見られる。
里山	農山村集落の周辺にあり、薪炭等を生産するなど人と深い関わりを有する森林としての狭義の里山と、雑木林や草原、水辺など幅広い生態系を指す広義の里山がある。また、里地は里山に隣接し、田畑や集落が広がる場所を示す。また、近年は人と深い関わりをもつ海辺や湖辺を里海、里湖などと呼ぶこともある。生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）では、わが国の里地里山のように人の営みにより維持されてきた二次的自然の持続可能な管理・利用のための共通理念を世界各地の自然共生社会の実現に活かしていく取組として「SATOYAMA イニシアティブ」をわが国が提唱している。
ヨシ群落	ヨシ、マコモなどからなる群落がヨシ群落と呼ばれる。
ビオトープ	野生動植物が生物共同体として生息・生育している空間。
希少種	一般には生息・生育範囲が限定されたり、個体数が少なかったりして、希少性が高い種。「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県版レッドデータブック）」では、カテゴリーの名称にもなっており、その定義は国のレッドリストの「準絶滅危惧」とほぼ同等で、現在のところ絶滅危惧種にも絶滅危機増大種にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易にこれらのカテゴリーに移行するような脆弱性を有する種。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づき指定されている。「特定外来生物」（オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ、カダヤシなど）については、取扱いに様々な制限がかかっているため、許可を受けなければ移動等を行うことはできない。

琵琶湖ルール	平成 15 年（2003 年）4 月に施行された「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき定められたルールで、レジャー活動における「プレジャーボートの航行規制」、「従来型の 2 サイクルエンジンの使用禁止」、「プレジャーボートの適合証の表示義務」、「釣った外来魚のリリース禁止」、「地域の実情に応じたローカルルールの認定」などを内容とする。
地産地消	特定の地域で生産された農林水産物等の生産物をその生産された地域内において消費することで、生産物の運搬にかかるコストやエネルギー消費を低減する等により、環境負荷の軽減が期待される取組。
外来種	「外来生物」と同義。もともと生息・生育していなかったが、人間の直接・間接の活動によって他の地域から侵入した生きもので、国外起源の「国外外来種」だけでなく、国内の他地域を起源とする「国内外来種」もある。
侵略的外来種	外来種の中で、地域の生態系や農林水産業、住民の生活等に大きな影響を与える、またはそのおそれがあり、防除のための対策の優先度の高いもので、生物多様性に対する主要な脅威の一つでもあり、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の特定外来生物やふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の指定外来種に指定されている。県内では、オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギク、アライグマ、ヌートリア、オオクチバス、ブルーギルなどが挙げられる。

マザーレイクゴールズ 2030年の琵琶湖と琵琶湖に根ざす暮らしに向けた13のゴール



アオコや赤潮などのプランクトンの異常発生が抑制され、飲料水としても問題がなく、思わず触れたくなるような清らかな水が維持される



日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスを減らす取組が広がり、琵琶湖の全層循環未完了などの異変の進行が抑えられる



在来魚介類の生息環境が改善し、資源量・漁獲量が持続可能な形で増加するとともに、人々が湖魚料理を日常的に楽しむ



豪雨や渇水、温暖化などの影響を把握・予測し、そうした事態が起きても大きな被害を受けない暮らしへの転換が進む



生物多様性や生態系のバランスを取り戻す取組が拡大し、野生生物の生息状況が改善するとともに、自然の恵みを実感する人が増加する



地域の自然の恵みを活かした商品や製品、サービスが積極的に選ばれ、地域内における経済循環が活性化し、ひいては環境が持続的に守られる



川や湖にゴミがなく、砂浜や水生植物などが適切に維持・管理され、誰もが美しいと感じられる水辺景観が守られる



琵琶湖や流域、自分が生活する地域を環境学習のフィールドとして体験・実践する機会が豊富に提供され、関心を行動に結びつけられる人が増加する



水源涵養や生態系保全、木材生産、レクリエーションなどの多面的機能が持続的に発揮される森林づくりが進み、人々が地元の森林の恵みを持続的に享受する



レジャーやエコツーリズムなどを通じて自然を楽しむ様々な機会が増え、琵琶湖への愛着が育まれる



森から湖、海に至る水や物質のつながりが健全に保たれ、湖と川、内湖、田んぼなどを行き来する生き物が増加する



水を敬い、水を巧みに生活の中に取り込む文化や、水が育む生業や食文化が、将来世代へと着実に継承される



年代や性別、所属、経験、価値観などが異なる人同士、また異なる地域に住まう人同士がつながり、琵琶湖や流域の現状、これからのについて対話を積み重ね、その成果を共有できる機会が十分に提供される